

2020 年 10 月 1 日

大阪府東大阪市川俣 1 丁目 1 番 41 号  
オンキヨーホームエンターテイメント株式会社  
代表取締役 大拙 宗徳

大阪府東大阪市川俣 1 丁目 1 番 41 号  
オンキヨーサウンド株式会社  
代表取締役 宮田 幸雄

大阪府東大阪市川俣 1 丁目 1 番 41 号  
オンキヨー株式会社  
代表取締役 大拙 宗徳

## 新設分割に関する事後開示書類

（会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 1 項並びに会社施行規則第 209 条及び会社法施行規則第 211 条に基づく書面）

オンキヨー株式会社（2020 年 10 月 1 日付で当社子会社オンキヨー&パイオニア株式会社を吸収合併し、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号変更し、以下「分割会社」という）は、2020 年 7 月 31 日付新設分割計画書に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、オンキヨーサウンド株式会社（以下、「ONS」という）及びオンキヨー株式会社（以下、「ONK」といい、総称して「新設会社」という）を新たに設立し、分割会社が営む OEM 事業に関して有する権利義務を ONS に、分割会社が営む音楽配信・AI ソリューション事業に関して有する権利義務を ONK に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 1 項並びに会社施行規則第 209 条及び会社法施行規則第 211 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

## 記

### 1 本新設分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

## 2 当社における法定手続の経過

### (1) 新設分割の差止請求

本新設分割において、分割会社に対し、会社法第 805 条の 2 に基づく差止請求をした株主はおりませんでした。

### (2) 反対株主の株式買取請求手続

分割会社は、会社法第 806 条の規定による手続を行いましたが、同条第 2 項に規定する反対株主はおりませんでした。

### (3) 新株予約権買取請求手続

本新設分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

### (4) 債権者保護手続

分割会社から新設会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法によるため、当該手続を行う必要はありませんでした。

## 3 本新設分割により新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

ONS は、2020 年 10 月 1 日をもって、分割計画書に記載された当社の OEM 事業に関する資産、債務その他の権利義務を、ONK は分割計画書に記載された当社の音楽配信・AI ソリューションに関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

## 4 その他本新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上